

# 精神障害者の雇用が拓く新たな視点

## ～ 精神科医療機関と連携した支援体制の構築～

障害者雇用ファシリテーター 精神保健福祉士  
「医療機関の障害者雇用ネットワーク」代表世話人  
依田晶男

平成29年9月26日

# 第1部：障害者雇用率制度の改正

1. 障害者雇用の状況
2. 法定雇用率の引き上げ

# 障害者雇用の状況

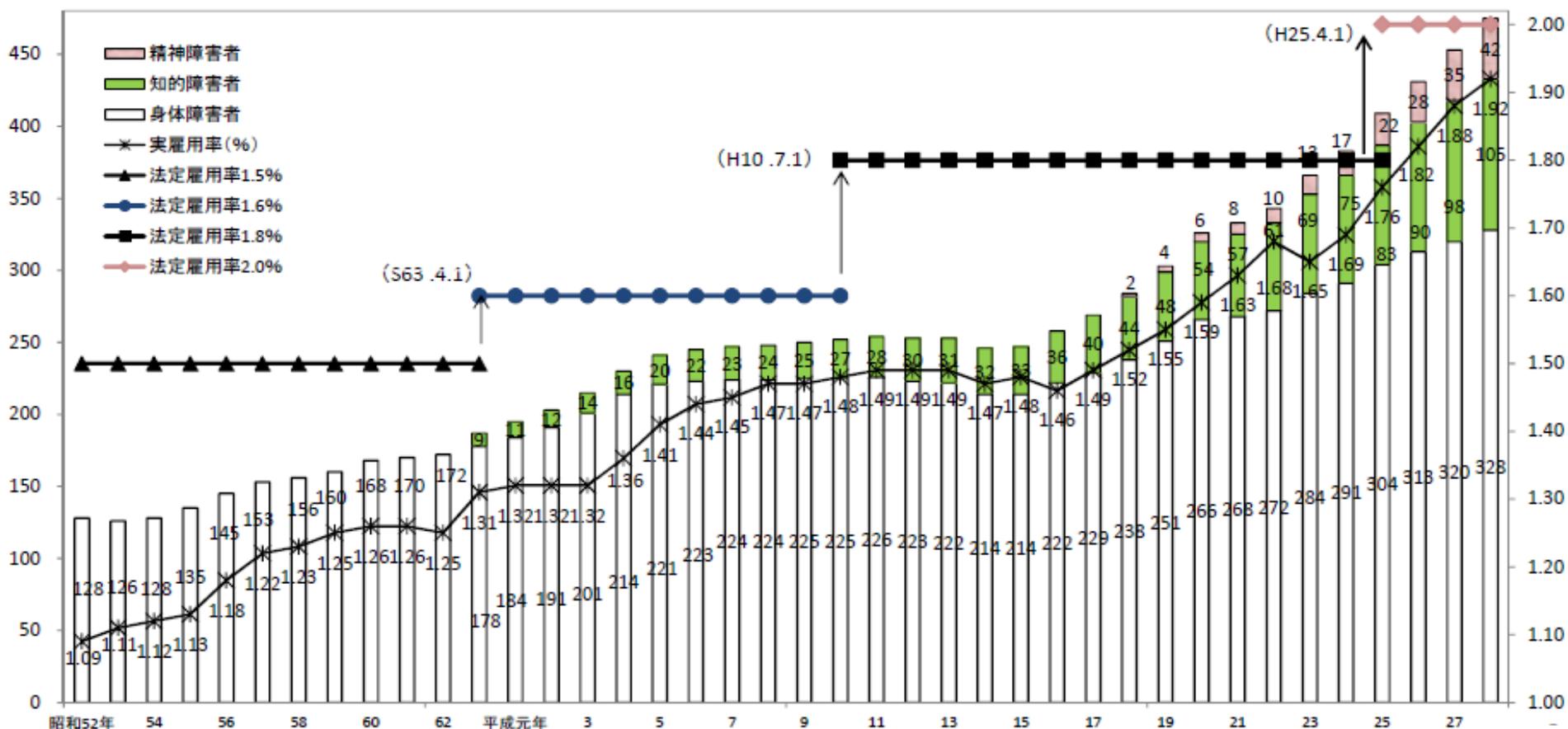
(平成28年6月1日現在)

## ○ 民間企業の雇用状況

**雇用者数 47.4万人** (身体障害者32.8万人、知的障害者10.5万人、精神障害者4.2万人)

**実雇用率 1.92%** 法定雇用率達成企業割合 **48.8%**

○ **雇用者数は13年連続で過去最高を更新**。障害者雇用は着実に進展。



## 障害者雇用状況報告における障害種別の状況

	平成18年		平成24年		平成28年	
	企業数(社)	aに占める割合 (%)	企業数(社)	aに占める割合 (%)	企業数(社)	aに占める割合 (%)
報告企業数(a)	67,168	—	76,308	—	89,359	—
身体障害者を 雇用している企業数	39,448	58.7	46,037	60.3	53,856	60.3
知的障害者を 雇用している企業数	10,082	15.0	14,799	19.4	20,281	22.7
精神障害者を 雇用している企業数	1,496	2.2	7,846	10.3	16,026	17.9
(参考) 障害者を雇用している 企業数	42,765	63.7	51,509	67.5	62,405	69.8

3.5%

25.7%

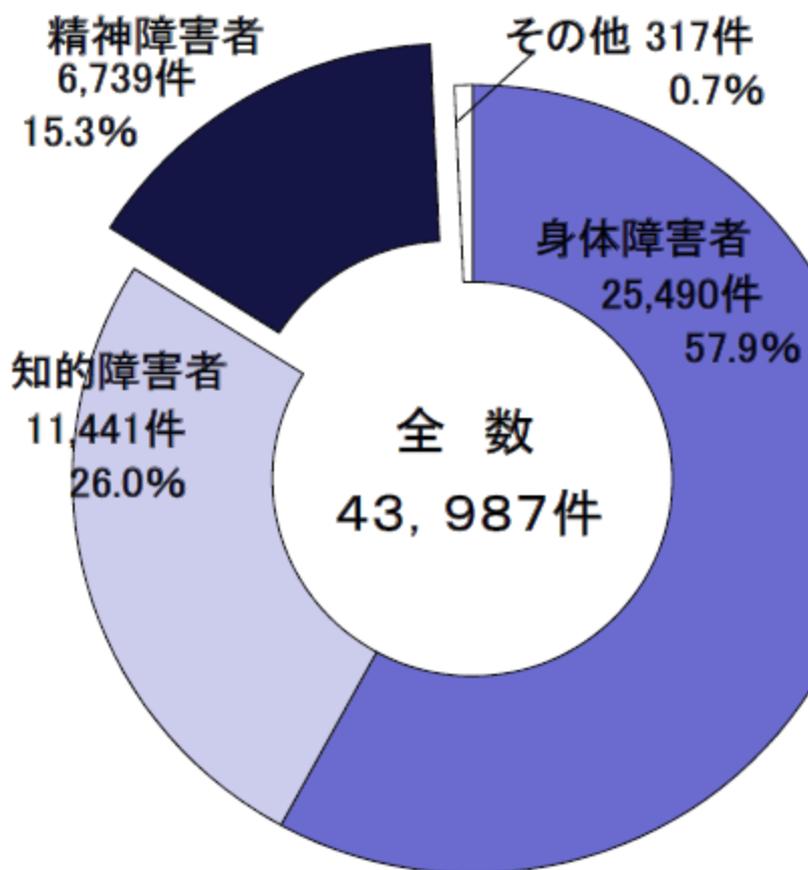
※ 数値はいずれも6月1日時点のもの。

※ 平成18年と平成24年の障害者雇用状況報告においては、企業規模56人以上の企業を報告対象としている。

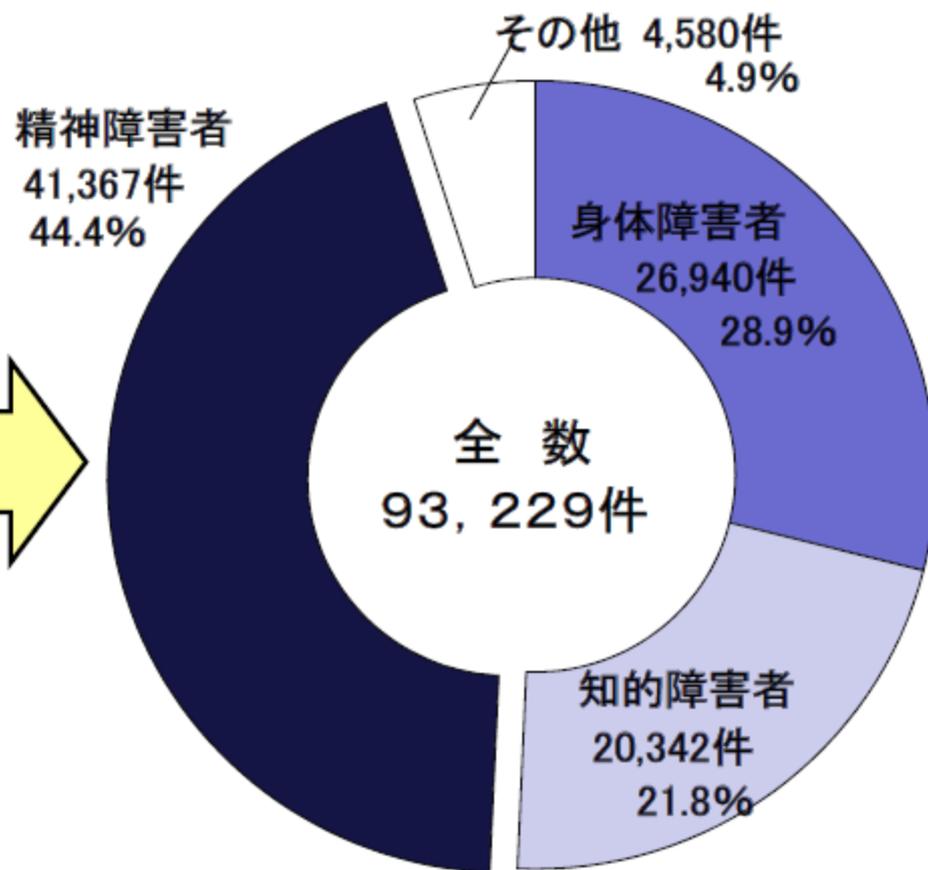
※ 障害者は週の所定労働時間が20時間以上である者(平成18年は重度以外の身体障害者及び重度以外の知的障害者である短時間労働者である者を除く)のみを報告対象としている。

# ハローワークの障害種別の職業紹介状況 (就職件数)

平成18年度



平成28年度



# 法定雇用率の対象となる障害者の範囲の変遷

昭和51年、身体障害者を対象とする雇用率制度を創設。平成10年には、知的障害者を法定雇用率の算定基礎の対象に追加。さらに、平成30年4月から、精神障害者を法定雇用率の算定基礎の対象に追加(※)。

※ 施行後5年間は激変緩和措置として、身体障害者・知的障害者を算定基礎として計算した率と身体障害者・知的障害者・精神障害者を算定基礎として計算した率との間で政令で定める率とする。

各企業が雇用する障害者の割合(実雇用率)を計算する際の対象には、知的障害者を昭和63年に、精神障害を平成18年に追加。

## 知的障害者

実雇用率に追加

知的障害者を雇用した場合は身体障害者を雇用した者とみなす。

法定雇用率の算定基礎の対象  
「身体障害」と「知的障害」

## 精神障害者

実雇用率に追加

精神障害者を雇用した場合は、身体障害者又は知的障害者を雇用した者とみなす。

法定雇用率の算定基礎の対象  
「身体障害」と「知的障害」と「精神障害」

## 身体障害者

法定雇用率の算定基礎の対象  
「身体障害」のみ

昭和51年  
10月

昭和63年  
4月

平成10年  
7月

平成18年  
4月

平成30年  
4月

# 法定雇用率の引き上げ

- 法定雇用率の算定式の計算上は、民間企業に適用される法定雇用率は2.0%から2.42%に引き上げるところ、
- 法律で本来の率よりも低い設定が可能とされる中で、2.3%に引き上げることになり、しかも段階的に引き上げることとなった。
- 具体的には、
  - 平成30年4月1日から2.2%に引き上げ
  - 3年を経過するより前に2.3%に引き上げ
- 平成35年の改定時には、5年後の調査結果に基づき新たな雇用率が設定されるが、傾向的には2.42%からの更なる上昇は必至。

(注) 国・地方公共団体・特殊法人(+0.3%)、教育委員会(+0.2%)  
の上乗せ幅は維持。

# 常用雇用職員数に応じた障害者の雇用必要数 (法定雇用率引き上げの影響)

雇用必要数＝常用労働者数×法定雇用率(小数点以下切り捨て)

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
2.0% (現行)	50～ 99人	100～ 149人	150～ 199人	200～ 249人	250～ 299人	300～ 349人	350～ 399人	400～ 449人	450～ 499人
2.2%	46～ 90人	91～ 136人	137～ 181人	182～ 227人	228～ 272人	273～ 318人	319～ 363人	364～ 409人	410～ 454人
2.3%	44～ 86人	87～ 130人	131～ 173人	174～ 217人	218～ 260人	261～ 304人	305～ 344人	345～ 391人	392～ 434人

(注) 法定雇用率は、現行の2.0%から、平成30年4月1日に2.2%に引き上げられ、3年を経過する日より前に2.3%に引き上げられることが決まっている。上記の表は、常用雇用労働者数に応じた障害者の雇用必要数を示したものの。